

令和 3 年 2 月 1 8 日

○規則

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 1 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 2 号

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則（令和 2 年小田原市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改め、「、同法」を削り、「という。）」の次に「、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）」を加え、本則第 1 号中「新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条において読み替えて準用する」を「新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として」に改め、本則中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、本則第 2 号中「第 4 4 条の 3 第 2 項」を「第 4 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項」に改め、「新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、その者の居宅又はこれに相当する場所から」を削り、「当該感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改め、同号を本則第 3 号とし、本則第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 検疫法第 1 6 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。